

「中央区基本計画 2023（仮称）」中間のまとめについて

1 策定の概要

(1) 趣旨

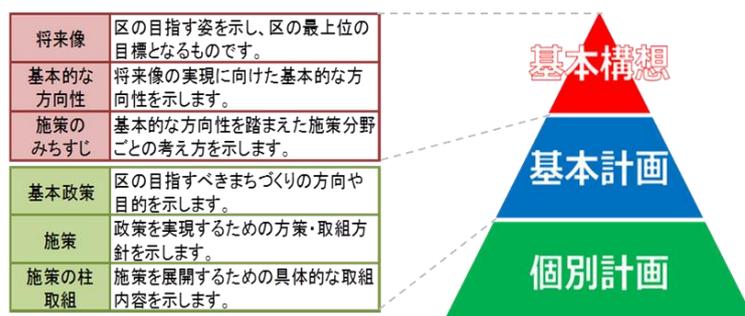
中央区基本構想に掲げた将来像の実現に向けて、施策のみちすじに基づいた取組を総合的かつ計画的に展開していくため、中央区基本計画 2018 の策定以降に生じた社会状況等の変化を踏まえ、令和 5（2023）年度を計画の初年度として、今後 10 年間を見据えた具体的な施策や取組内容を示す新たな計画「中央区基本計画 2023（仮称）」を策定する。

■計画の期間

令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とし、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 力年を「前期」、令和 10（2028）年度から令和 14（2032）年度までの 5 力年を「後期」とする。



※計画期間中に社会経済情勢の変化や行財政制度の変更が生じた場合などは必要に応じて見直しを行う



2 スケジュール（予定）

(1) パブリックコメントの実施

令和 4 年 1 月 21 日から令和 4 年 1 月 20 日まで

(2) 中央区基本計画 2023（仮称）の策定

令和 5 年 2 月

中央区基本計画 2023（仮称）

中間のまとめ

中 央 区

目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画の目的と性格	2
2 計画の期間	3
3 計画の位置付けと役割	4
4 計画の進行管理	5
第2章 中央区の現状	7
1 中央区の概要	8
2 中央区を取り巻く社会状況等の変化	12
第3章 中央区の目指す方向	21
1 中央区の将来像と基本的な方向性	22
2 将来像の実現に向けた2つの戦略	23
3 3つのまちづくりの視点と9つの基本政策	24
第4章 10年後の中央区のイメージ	25
第5章 リーディングプロジェクト	33
1 リーディングプロジェクトとは	34
2 各プロジェクトの詳細	35
第6章 計画の体系	51
第7章 9つの基本政策	57
基本政策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち	59
1-1 ライフステージに応じた健康づくり	60
1-2 健康危機管理対策の推進	66
基本政策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち	71
2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり	72
2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	78
2-3 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり	84
基本政策3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち	91
3-1 多様性を認め合う社会の構築	92
3-2 すべての人の尊厳が守られる社会の推進	96
基本政策4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち	101
4-1 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上	102
4-2 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり	108
基本政策5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち	113
5-1 水とみどりにつまれたやすらぎのある空間づくり	114
5-2 地球にやさしく美しいまちづくり	118
5-3 循環型社会づくりの推進	124
基本政策6 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち	129

6-1 都心にふさわしい基盤整備	130
6-2 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり	136
基本政策7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち	141
7-1 特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成	142
7-2 時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり	146
7-3 まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進	150
基本政策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち	155
8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進	156
8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成	160
8-3 生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進	164
8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり	168
基本政策9 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち	173
9-1 さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上	174
9-2 豊かな心を育む文化活動の振興	178
9-3 国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり	182
第8章 計画推進のための区政運営の考え方	185
施策推進の基盤となる安定した行財政運営	186
参考資料	191
中央区基本構想	192
5つの宣言	204

第2章

中央区の現状

- 1 中央区の概要**
- 2 中央区を取り巻く社会状況等の変化**

2 中央区を取り巻く社会状況等の変化

令和2（2020）年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されて以降、東京においても四度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、日常生活のあらゆる場面で深刻な影響が生じ、社会・経済活動も長く停滞しました。

東京2020大会をはじめ、規模の大小を問わず多くのイベントが中止や延期となっただけでなく、学校・保育園等では一斉臨時休業・登園自粛も行われるなど、幅広い分野に大きな影響がありました。また、高齢者施設、障害者施設等での集団感染や感染者増加に伴う病床逼迫は、医療崩壊への深刻な懸念を生じさせました。

国内での外出自粛・移動制限に加え、度重なる入国制限により平成30（2018）年まで8年連続で過去最高を更新してきたインバウンドも大きく減少しました。飲食業、小売業、宿泊業などの第三次産業中心の本区経済にとって来街者の減少は特に深刻な影響を及ぼしており、人流が戻りつつある現在においても、地域経済はまだまだ回復途上にあります。

コロナ禍に開催された東京2020大会では、年齢、国籍、性自認や性的指向、障害の有無等にかかわらず、誰もが互いに認め合う「多様性と調和」が主要なテーマとして掲げられました。ジェンダー平等やインクルーシブ教育への理解も広がりを見せつつあり、本区においても大会レガシーである多様性を尊重した社会づくりに向けた取組が求められています。

また、社会のデジタル化もコロナを機に大きく進展しました。オンラインでのコミュニケーションが日常的に行われ、キャッシュレス決済やネットショッピング、宅配サービスの利用も急拡大しています。学校や職場でも、非対面環境への対応に向けデジタルデバイス・デジタルツールの導入や活用が進み、テレワークやWEB会議、オンライン授業などが定着しています。

こうした状況の中、国も、コロナ禍からの社会・経済復興に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」（令和4（2022）年6月閣議決定）において、スタートアップ（新規創業）への投資、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資など様々な方針を打ち出しており、ポストコロナを見据えた取組が加速しています。

（1）子ども・高齢者・障害者を取り巻く環境の変化

全国的に少子化が進行する中、児童虐待や小・中学校における不登校の発生率は過去最多を記録するなど、子どもを取り巻く状況が深刻化しています。こうした中、政府は令和5（2023）年4月にこども家庭庁の設置を予定するなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた方向性を打ち出しています。行政の果たすべき役割として、子どもや家庭が抱える様々な課題を、子ども目線でとらえ直し、制度や組織の垣根を越えて包括的に支援していくことが求められています。

学校教育の現場では、令和元（2019）年12月に文部科学省が発表したGIGAスクール構想の前倒しにより、児童・生徒1人1台のタブレット端末配備と高速通信ネットワークの整備が始まったほか、令和3（2021）年には、公立小学校の1学級当たりの上限を35人とする公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の改正が行われました。こうした状況に加え、本区においては急激な人口増加に伴い児童・生徒数が増加

しており、教室の不足による改修など必要な学校施設への対応が求められていることから、学校インフラの着実な整備が重要です。

待機児童対策としては、全国的に保育所整備が進み待機児童は減少傾向にあり、本区においても令和4（2022）年4月に待機児童ゼロを達成しました。一方、近年の急激な児童人口の増加に伴い学童クラブのニーズが増大しており、児童が放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所づくりが喫緊の課題となっています。

子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするために、子どもや保護者の視点に立ち、区と関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、支援に取り組んでいく必要があります。

一方、わが国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。認知症高齢者のさらなる増加も想定され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が、各自治体で進められています。

本区においては、高齢化率が国や都の水準を下回っているものの、近年の人口増加に伴い高齢者数の増加が続くことが想定されます。地域のさまざまな担い手や関係機関との連携のもと、健康寿命の延伸に向けた取組や、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策等を積極的に展開しながら、中央区スタイルの「地域包括ケアシステム」をさらに深化させ、「健康づくり（介護予防）」・「生活支援」・「認知症ケア」・「医療」・「介護」・「住まい」の6つの視点からそれぞれの施策を実施していく必要があります。

こうした地域包括ケアシステムの考え方は、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化する動きが進んでいます。

令和元（2019）年度中央区障害者（児）実態調査では、今後の暮らし方について、多くの障害者が「家族と一緒に暮らしたい」と希望していることから、住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、日常生活や社会生活を支えるサービスや相談支援体制の充実を図るとともに、サービスの充実にあたっては、質の確保・向上を図っていく必要があります。また、自身の高齢化や親が亡くなった後の生活に対する不安を抱える方も多くいます。

さまざまな課題を抱える障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現に向け、居住支援機能を兼ね備えた地域生活支援拠点等の充実や地域包括ケアシステムの構築など、関係機関や障害福祉サービス事業者等との連携を一層強化し、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた適切な支援を行っていく必要があります。

（2）脱炭素・気候変動

気候変動問題は、世界中全ての人々や生態系に深刻な影響を与える「気候危機」とも言われています。日本国内でも、記録的な豪雨や猛暑など気象災害が頻発し、生活や社会経済に甚大な影響を及ぼしており、この「気候危機」に対して、国を挙げた実効性のある対策が急務となっています。

こうした中、平成 27（2015）年 12 月第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）におけるパリ協定の採択以降、世界的に気候変動問題への取組が加速しています。我が国においても、令和 2（2020）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」が宣言され、ESG 投資等の金融戦略、再生可能エネルギーの普及拡大、大量生産・大量消費型の経済社会活動の見直しに向けた政策等、各種対策が具体化しています。本区では、令和 3（2021）年 3 月に「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を行い、家庭や事業所における省エネルギー化や 3R 運動等に取り組みながら、自治体における脱炭素社会の実現に向けた取組を率先して行っていくこととしています。

気候変動問題を解決するためには、日常生活から企業活動に至るまで、社会経済のあらゆる場面における 1 つ 1 つの取組が重要となります。単に環境政策にとどまらず、科学技術、産業、金融、防災等、幅広い視点から、区民、事業者、自治体等それぞれの主体が関わり、分野横断的に対応していくことが求められています。

（3）DX（デジタル・トランスフォーメーション）

デジタル技術の活用は、生活のさまざまな分野での変革を急速に促しています。企業におけるテレワーク導入率は、令和 3 年 8 月末時点で 51.9%と、令和元年の 20.2%から大きく増加^{※1}しており、働き方に大きな変化をもたらしました。また、オンラインを活用した教育を受けた小・中学生が 23 区で 69.2%^{※1}となり、令和 6（2024）年からは学習用デジタル教科書の一部導入が予定されているなど、新たな学びのスタイルも着実に浸透してきています。

健康管理や医療分野においても、データヘルス改革に関する閣議決定（令和 2 年 7 月）に基づき、PHR(Personal Health Record)を活用した医療・介護分野におけるデータ利活用やオンライン化を加速する取組が進められています。

加えて、デジタル技術を活用した組織全体の効率化・サービスの拡充等を進めるための変革である DX(デジタル・トランスフォーメーション)に取り組む企業が増加しており、特に東京 23 区に本社がある企業 5,222 社のうち、令和 2 年度までに DXに取り組んでいる企業が 37.2%^{※2}に達しているなど、東京 23 区には DXに積極的な企業が集積しています。

自治体における DXも、自治体 DX推進計画（令和 2 年 12 月総務省公表）の中で、業務システムの標準化やオンライン申請の拡大など、デジタル技術を活用した行政サービスの拡充が示されています。本区においては、令和 3 年 3 月に「中央区情報化基本方針」を策定し、キャッシュレス決済の整備・電子決裁の導入・オンライン申請の拡充等のアクションプランを定めており、今後、区民サービスの向上と、より効率的な行政サービスの実現への取組が求められています。

※1 総務省 「情報通信白書（令和4(2022)年版）」より

※2 総務省 「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査報告書（令和3(2021)年3月）」より

中核市未満に本社がある企業では11.9%

（4）区内で進む都市基盤整備

本区では、持続可能な都市基盤を整備するためのさまざまな構想や計画が進展しています。

都心・臨海地下鉄新線は、大幅な人口増加が見込まれる晴海地区を中心とする鉄道不便地域を縮小するとともに、既存駅周辺の混雑を緩和し、都心や臨海部のアクセス利便性を向上させるな

ど、東京の持続的な成長をけん引するもので、令和3（2021）年9月には都により「都心部・臨海地域地下鉄構想事業計画検討会」が設置され事業化に向けて具体的な検討が進められています。

また、首都高速道路日本橋区間の地下化事業では、周辺のまちづくりと連携して、令和22（2040）年度に名橋「日本橋」上空の高架橋の撤去が完了する予定であり、この地下化事業に伴って、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路（地下）の整備や、都心環状線築地川区間と高速晴海線の計画見直しの方向性が示されました。

こうした中、都は、新京橋連結路（地下）の整備により、東京高速道路（KK線）における自動車専用の道路としての役割が大きく低下することを踏まえ、令和3（2021）年3月に策定した「東京高速道路（KK線）再生方針」において、KK線上部空間を歩行者中心の公共的空間として再生・活用することを示し、事業化に向けて関係者との検討・調整を行っていくこととしています。

本区においては、今後進展する東京駅前の地下バスターミナルの整備、日本橋川沿いの魅力的な水辺空間の整備や築地市場跡地の開発などの機会もとらえ、さまざまな歩行者ネットワークや水辺環境の活用に関する取組を推進していきます。

このような都市基盤の整備は、都市としての魅力や活力を高める機能の一層の集積や来街者の増加など、本区のさらなる発展に貢献するものであり、都をはじめとする関係行政機関や関連事業者などと緊密な連携を図ることで、周辺のまちづくりやにぎわいの醸成などもあわせて推進していくことが必要です。

①日本橋川沿いのまちづくり

本区では、江戸五街道の起点である名橋「日本橋」を中心として、首都高速道路の移転撤去と日本橋川の再生に向けて、地元、国、都や関連開発事業者等と連携し、日本橋川沿いのまちづくりに取り組んできました。

現在は、5つの地区において市街地再開発事業が順次都市計画決定されており、一部事業認可や工事着手などの進展が見られます。また、首都高速道路日本橋区間地下化事業は、令和2（2020）年4月に事業認可され、令和22（2040）年度までの日本橋上空の高架橋撤去に向けた工事が着実に進められています。

今後は、複数の市街地再開発事業や首都高速道路日本橋区間地下化事業等が、連続的かつ長期的に進行していくため、地元をはじめ、国、都や関連事業者等と連携し、工事期間中のにぎわい創出を図りつつ、日本橋川の再生と魅力的で一体的な水辺空間の整備を推進していきます。

②築地のまちづくり

築地のまちづくりは、築地市場跡地の開発が生み出す「交流」により、築地の歴史性と、食・文化・自然・医療・情報発信など特色ある地域資源とが調和・連携し、周辺地域と一体的に発展していくこと、都心を支える広域的な交通結節点となる交通基盤等を整備することが重要です。

都は、『水と緑に囲まれ、世界中から多様な人々を出迎え、交流により、新しい文化を創造・発信する拠点』をコンセプトに、築地市場跡地における事業の具体的な条件等を示す「築地地区まちづくり事業 事業実施方針」を令和4（2022）年3月に策定、公表しました。

本区としては、今後、都をはじめとする関係機関や、令和5（2023）年度中に選定される事業者と、迅速なまちづくりの実現や、周辺地域とのつながりに配慮した調和のとれたまちづくりの実現等に向けた調整を行う必要があり、引き続き、築地の活気とにぎわいの継承・発展に資する取組を地元とともに推進していきます。

③晴海地区のまちづくり

大会で使用された晴海の選手村は、住宅や商業施設等への改修および小・中学校や特別出張所等の公共施設の整備が進んでおり、新たなまちに生まれ変わります。5,000戸以上の住宅が整備され、約12,000人ももの入居者が見込まれることから、まちびらきにあわせて、マルチモビリティステーションの整備やBRTの本格運行開始など交通需要の増加への対応が進められています。さらに将来的には、都心・臨海地下鉄新線の事業化も期待されています。

選手村跡地だけでなく、晴海地区全体で「将来、世界をリードする魅力あるまち」の実現に向け、水素エネルギーの活用も含めたさまざまな都市基盤の整備とともに、コミュニティの醸成など住民や関係機関との緊密な連携が求められています。

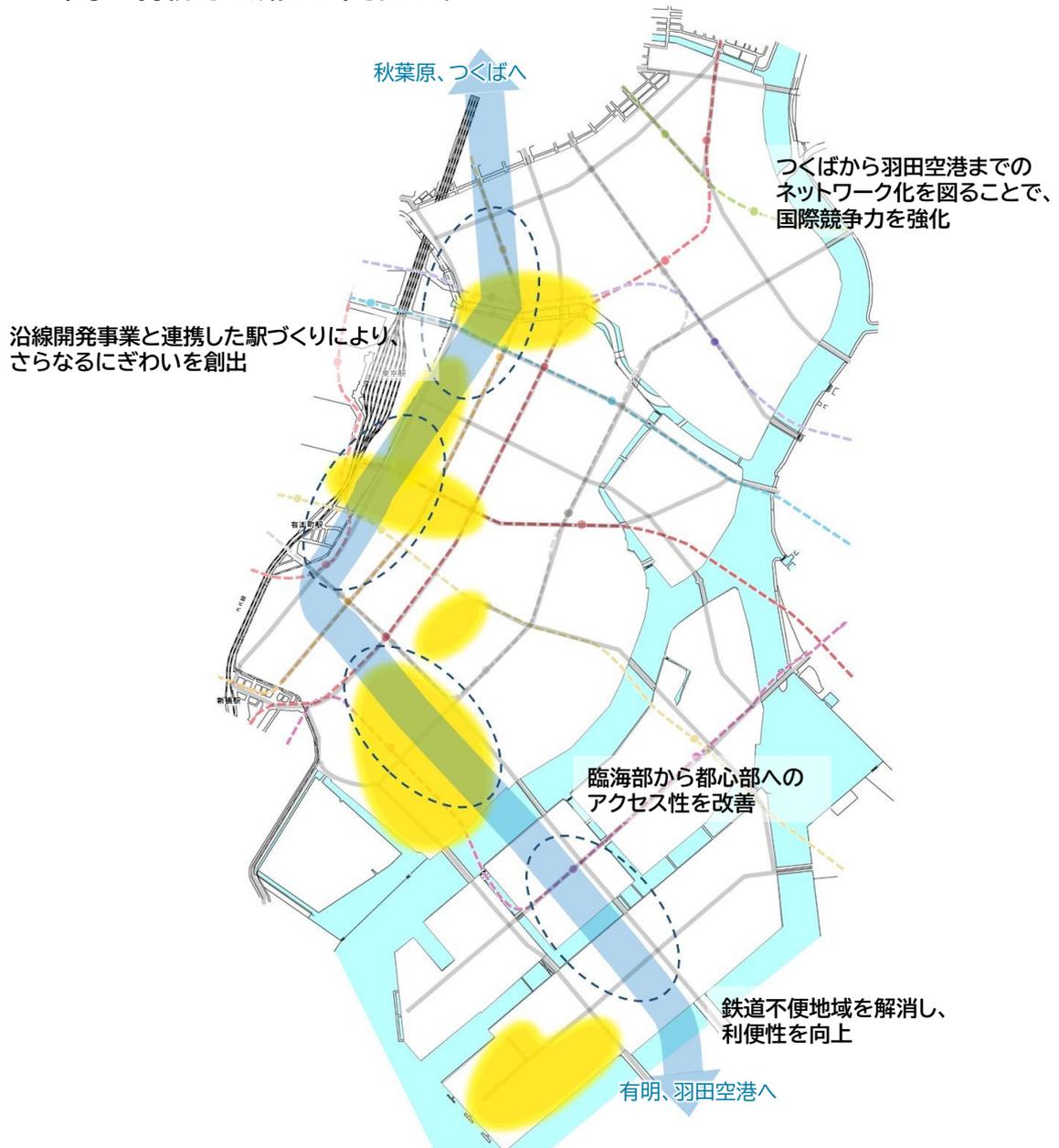
特に、コミュニティの醸成については、これまで住民や町会・自治会、企業などによる主体的な地域活動が行われてきた中で、まちびらきを契機として、各主体が連携した取組をより一層充実するなど、それぞれの関係者がつながることが重要です。

令和5（2023）年10月、地域における自主的な交流を促進するとともに、地域課題を解決するため、温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」をリニューアルし、地域住民や地元企業等が連携して行う地域活動の総合的拠点となる「晴海地域交流センター」を開設します。この施設を地域コミュニティの核として、今後の地域活動がさらに活発になることが期待されています。

■本区を支える都市基盤整備の将来イメージ

■新たな地下鉄ネットワーク

～本区の基幹的な交通基盤として『都心・臨海地下鉄新線』が整備され、東京の持続的な成長を牽引します～



凡例 ■ 都心・臨海地下鉄新線のルート

○ 開発事業と連携して
駅が整備されるエリア

■ 都市基盤整備と連携して
まちづくりが進むエリア

— 幹線道路等

● 地下鉄駅
(既存)

--- 地下鉄線形
(既存)

■新たな高速道路ネットワーク

～都心と臨海部との新たな相互アクセスが形成され、
更なる交通の円滑化が図られます～



凡例	新たな高速道路ルート	都市基盤整備と連携して まちづくりが進むエリア
	廃止される高速道路ルート	幹線道路等
	その他の高速道路ルート	地下鉄駅 (既存) 地下鉄線形 (既存)

■将来の主な歩行者ネットワーク

～都市基盤整備などの機会をいかし、水辺やみどりなど、
様々な歩行者ネットワークが強化・形成されます～



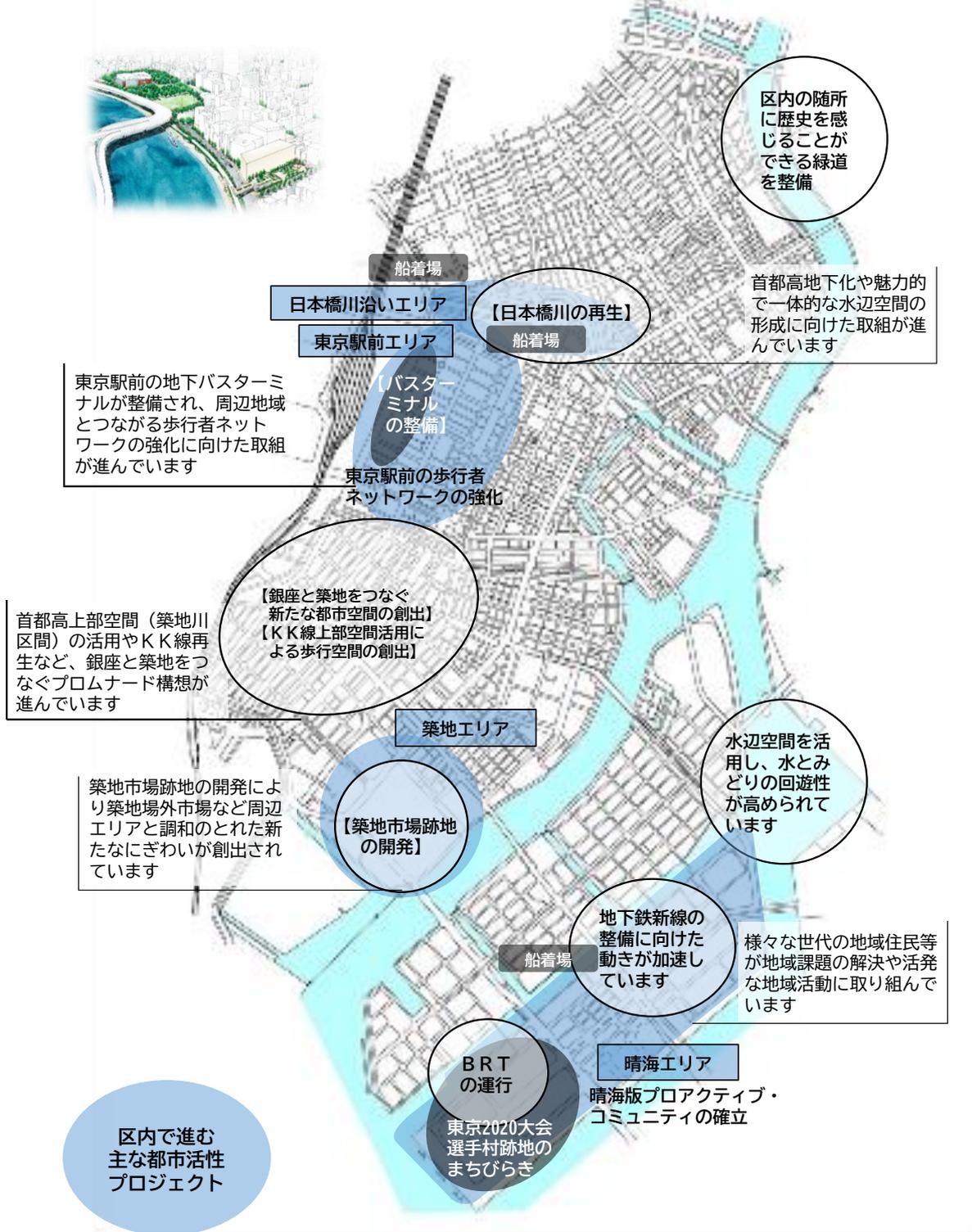
凡例		みどりの歩行者ネットワーク		都市基盤整備と連携してまちづくりが進むエリア
		水辺の歩行者ネットワーク		幹線道路等
		その他の歩行者ネットワーク		地下鉄駅(既存)
		公園・緑地		地下鉄線形(既存)
		船着場		

第4章

10年後の中央区のイメージ

まちづくりの視点02 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまち

- ・災害・犯罪に強くいつまでも住み続けることができます
- ・水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなげていきます
- ・魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信しています



基本政策4
基本政策5
基本政策6

脱炭素に向けた取組が加速している

- ・ 制度改正などによる建物建築におけるZEB化・ZEH化の取組の徹底
- ・ 「中央区の森」の拡大と、自治体間の垣根を越えた広域的な取組を通じてカーボンオフセットを推進
- ・ 新たなエコアクト等により、省エネ活動の輪を拡大

将来の本区を形づくる都市活性プロジェクトが活発に進んでいる

- ・ 日本橋川沿い、東京駅前、築地、晴海の各エリア等では、都市基盤の整備と開発事業等と連携して、都市の活性化に向けた取組を推進
- ・ 各エリア全体の工事期間中を含めたにぎわいの創出や地域コミュニティの醸成等の取組を推進

公共交通等の整備が進み、快適な移動が実現している

- ・ 都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の早期事業化へ向けた取組を加速
- ・ コミュニティバスルートを見直し、BRT等の他の交通手段との乗り継ぎ利便性や晴海地区における交通利便性を向上
- ・ 大型バスや荷捌き車両の路上駐車への対応など、地域特性を踏まえた総合的な駐車対策により、歩行者を中心とした快適な交通環境を確保

豊かな水辺環境が最大限に活用され、魅力的な空間が創出されている

- ・ 船が身近な交通手段となるよう、都内随一の水辺空間をいかした舟運ルートを開設
- ・ 自然環境や周辺環境に配慮した水辺整備を進め、水辺の回遊性を向上し、にぎわいも創出

みどり豊かで回遊性の高い歩行者ネットワークが整備されている

- ・ 銀座と築地をつなぐ都心に開かれた緑化空間など多様なライフスタイルを支える新たなアメニティ空間を創出
- ・ 道路の利活用等に関する支援を行うことで、東京駅前地区での歩行者ネットワークを強化
- ・ 街路樹や緑道を整備し、歴史文化拠点がつながることで回遊したくなる豊かでやすらぎのある都心環境を実現

地域の防災力・防犯力が向上している

- ・ 在宅避難や高層住宅防災対策、帰宅困難者対策など地域特性に応じた取組を積極的に推進
- ・ 幅広い世代が、防災拠点の運営や訓練に参加する環境づくりを進め、地域防災の担い手の育成を支援
- ・ 防犯カメラの整備や自主的な地域見守り活動の支援などを通じ、地域ぐるみの防犯力を強化
- ・ 区民一人一人が「かしこい消費者」となるために必要な消費生活に関する情報発信・相談体制を強化

第5章

リーディングプロジェクト

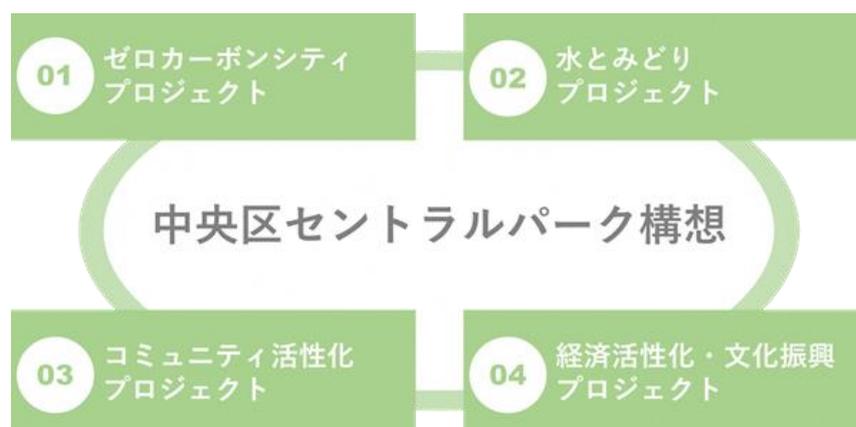
- 1 リーディングプロジェクトとは
- 2 各プロジェクトの詳細

1 リーディングプロジェクトとは

本区を取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、基本構想で掲げる将来像の実現に向けて政策横断的に取り組むべき施策について、4つの「リーディングプロジェクト」に整理し、「中央区セントラルパーク構想」として施策展開していきます。

リーディングプロジェクトは、基本政策の取組からそれぞれのテーマに沿って選定・構成されており、基本計画全体を先導していく役割を担います。

各プロジェクトには達成度の目安となる指標を設定するとともに、行政評価を通じた進行管理を行っていきます。



中央区セントラルパーク構想 ～人と水とみどりの森～

東京の中心（セントラル）に位置し、歴史的にも日本の経済・文化の要となってきた本区が、さらに魅力を高め続けられるよう、区内全域を、やすらぎ・交流・にぎわいの場（パーク）として位置づけ、環境、都市づくり、地域コミュニティ、経済・文化の4つの視点から、まちもつながる、ひともつながる政策を展開します。

- ・環境にやさしい、持続可能なまちを未来の子どもたちへとつないでいきます
- ・移動自体を楽しめる仕組みをつくり、水とみどりにあふれる憩いのまちにしていきます
- ・人々が自然と集まり、交流が生まれ、助け合えるコミュニティを作り上げていきます
- ・伝統を守りながらも新たな価値の創造を支援し、新たなにぎわいを創出していきます

2 各プロジェクトの詳細

01 ゼロカーボンシティプロジェクト

未来の子供たちへ持続可能なまちをつなげていくためにも、都心区の特徴を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向けたあらゆる取組を推進していきます

02 水とみどりプロジェクト

移動自体を楽しめるような、誰もが自然と回遊したくなる仕組みづくりをすすめ、水とみどりにあふれる、やすらぎと憩いのまちを目指して取組を進めていきます

03 コミュニティ活性化プロジェクト

地域コミュニティが多様な担い手により支えられ、各コミュニティにおける取組やイベントが活発に行われる中で自然と交流が生まれる、災害時はもちろん、常日頃から住民同士が助け合えるまちづくりを進めていきます

04 経済活性化・文化振興プロジェクト

本区ならではの伝統と文化を守るとともに、新たな価値の創造も積極的に支援することで、区内の産業や観光に新たなにぎわいを創出し、誰もが訪れたい、働きたいと思えるまちを実現します

本計画とリーディングプロジェクトの関係図



02 水とみどりプロジェクト

移動自体を楽しめるような、誰もが自然と回遊したくなる仕組みづくりをすすめ、水とみどりにあふれる、やすらぎと憩いのまちを目指して取組を進めていきます。

関連するSDGs



このプロジェクトを先導する取組

都内随一の水辺空間をいかして舟運を活性化し、船を新たな移動手段にします

取組名：水上交通の活性化促進

新たな舟運の整備

隅田川や日本橋川、朝潮運河など、都内随一の水辺空間を有する本区にふさわしい舟運ルートを、都や舟運事業者と連携して開設し、船を観光資源としてだけでなく、新たな移動手段として定着させる

プロジェクトを構成する他の取組

- ・水辺環境の整備
- ・都市を活性化する基盤整備
- ・みどりや文化財を活用した楽しめる回遊空間の創出 他

達成度の目安となる指標(KPI)

*具体的な数値については調整中

- ①船着場利用回数
- ②みどり率
(緑被率+河川等の水面が占める割合+公園内で樹木等の緑で覆われていない面積の割合)
うち、緑被率
- ③区内のみどりが増えたと感じる区民の割合
- ④みどりを感じる歩行空間の整備延長
- ⑤区内の水とみどりを楽しみながらウォーキングしたことがある区民の割合

ここ5年間の変化・本区の現状

本区の緑被面積は調査開始以降増加を続けているものの、都心区である立地特性などから、他自治体と比べてその割合は決して高くはありません。一方で、区の面積に占める水面の割合は23区で最も高く、豊かな水辺を有するまちとして発展してきました。

交通インフラも発達しており、鉄道は区内に3事業者11路線が乗り入れ、道路は区面積の約3割を占めるなど、23区でも有数の高い交通利便性を誇っています。

こうしたオープンスペースや都市基盤の充実、利便性や快適性はもちろん、防災・減災や区民の健康増進といった点を含め、様々な側面から暮らしやすい地域づくりに寄与しています。

もっとも、区内には一部アクセスに課題のあるエリアも存在しており、都心・臨海地下鉄新線の早期事業化に向けた取組やBRT等の充実はもとより、市街地や水辺空間の整備とあわせて水上交通の活性化を図るなど、新たな交通手段についても検討する必要があります。

また、自転車や歩行者の回遊性を高めていく動きが、区内の再開発の機会も捉えて本格化しようとしています。特に、水辺環境が連続性をもって整備されることで、区内全域での回遊性向上が見込まれます。

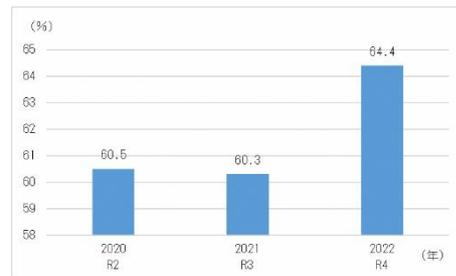
都市機能が集中する中においても、人々が水やみどりの豊かさを実感でき、移動自体を楽しみながら、自然と回遊したくなる仕組みづくりが求められています。

参考データ

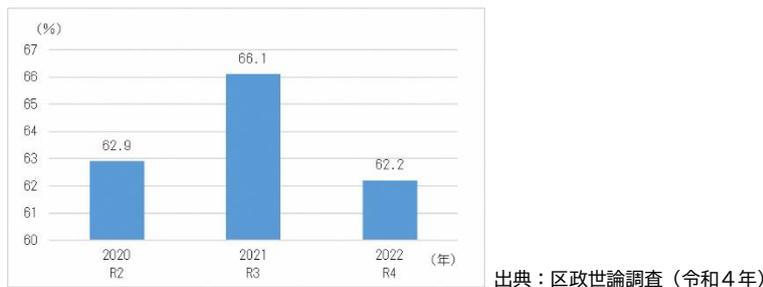
・船着場利用回数の推移



・区の施策として「公園・緑地・水辺」が重要であると考える人の割合の推移



・過去1年間にウォーキングを行ったことのある区民の割合の推移



構成する主な取組

●（1）水上交通の活性化促進 6-1(13)

新たな舟運の整備

隅田川や日本橋川、朝潮運河など、都内随一の水辺空間を有する本区にふさわしい舟運ルート、都や舟運事業者と連携して開設し、船を観光資源としてだけでなく、区民の新たな移動手段として定着させる

○（2）水辺環境の整備 5-1(7)

誰もが快適に水辺の散策を楽しむことができる環境の整備

朝潮運河沿いや隅田川テラス等に自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出。水辺の遊歩道を連続化し回遊性を高めるとともに、大規模開発等の機会をとらえ、水辺の魅力をもっといかしたまちづくりを推進

○ (3) 都市を活性化する基盤整備 5-1(4) 6-2(3) 6-2(7)

交通インフラ整備や再開発を契機とした水とみどりのネットワークの形成

東京高速道路（KK線）再生方針や築地川アメニティ整備構想の連携による銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想の実現など、区内の大規模都市基盤整備の機会をとらえ広域的な水とみどりのネットワークを形成

○ (4) みどりや文化財を活用した楽しめる回遊空間の創出 5-1(3) 9-2(5)

区民文化財の指定・登録や既存文化財の充実

区内に存在する歴史・文化遺産について、区民文化財の指定・登録や文化財説明板の設置をすすめるとともに、周辺を緑化するなどの環境を整備することで、区民や来街者が区の歴史・文化に気軽に触れ、みどりも楽しみながら街を回遊することができる空間を創出

・ (5) アクセシブルツーリズムの推進 7-3(4)

障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人が移動やコミュニケーションにおける困難さを克服し、安全・安心に区内観光を楽しむことができるアクセシブルツーリズムの推進

・ (6) 災害対策用物資・防災設備の充実および救援物資調達体制の強化 4-1(3)

防災船着き場の整備による救援物資の調達体制の拡充など、水路を活用した災害対応力を強化

・ (7) ゼロカーボン機運の醸成 4-1(15) 5-2(1) 8-1(1)

幼少期からの環境教育の実施やSDGsをテーマとした消費生活展などを通じた水辺環境や環境保全への理解促進

・ (8) 健康づくり・生活習慣病予防 1-1(9) 2-3(2)

区内の歴史的なスポットや水とみどりを楽しみながら歩ける健康ウォーキングマップを活用したさらなる健康づくりの推進

・ (9) 子どもたちが自然に触れる機会の確保 2-1(1) 8-1(4)

保育園におけるバスさんぽ、小中学校における林間学校や移動教室、学校内でのビオトープ、自然菜園など、幼少期から水やみどりといった自然に親しむ機会を確保

・ (10) 共生に向けた取組の推進 1-2(5) 3-1(5) 5-1(9)

飼い主のいない猫の保護・譲渡活動への支援やペット適正飼養の普及啓発、受動喫煙防止対策などを通じた生活環境の向上及び花と苗木の即売会などを通じた区民が緑や草花に囲まれた環境づくりの推進

第7章

9つの基本政策

- 1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち
- 2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち
- 3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち
- 4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち
- 5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち
- 6 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち
- 7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち
- 8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち
- 9 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

【掲載データの考え方】

- ・属性の記載がないものについては、中央区に関する情報を記載しています。
- ・他自治体や国など、本区以外の属性に関する情報が記載されている場合は、その旨記載しています。
- ・構成比を記載しているものは、数値を端数処理して表示しているものがあるため、合計数値が100%とはならない場合があります。

魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信する まち

10年後の中央区の姿

- 歴史や文化など地域の強みや特徴をいかしながら、安全性の確保はもとより、快適性や景観等に配慮したまち全体の魅力を高める交通環境が形成されています。また、無電柱化やバリアフリー化が進み、都市防災機能の強化が図られ、すべての人が安全で快適に移動できる歩行環境が広がっています。さらに、都心部と臨海部をつなぐ公共交通が整備されるとともに、陸上交通と水上交通との連携が図られ、区内の回遊性が向上しています。
- 水辺や緑、各地域の歴史や地域特性をいかした風格のあるまちづくりが進み、生活関連施設など区民が豊かに生活できる環境が整っています。また、先端技術や高度な都市機能を取り入れたまちづくりの進展により、世界に誇れる魅力的なまちが形成されています。

施策

6-1 都心にふさわしい基盤整備

【道路・交通分野】

6-2 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

【地域整備分野】

写真等

写真等

施策 6-1 都心にふさわしい基盤整備

【道路・交通分野】

施策の目標

SDGsのゴールとの関係



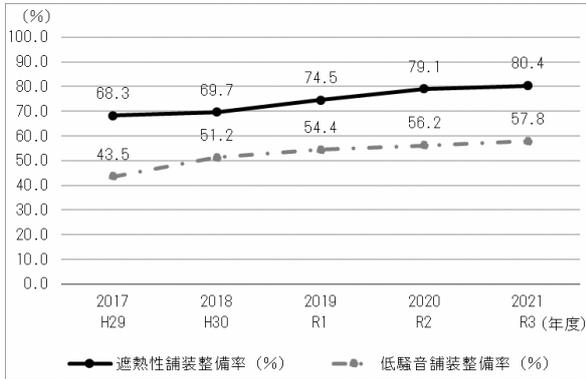
- 地域のまちづくりと連携しながら、安全性や景観、バリアフリー等に配慮した道路整備を進め、まち全体の魅力を高めていきます。また、安全・快適な歩行環境の拡充を図るとともに、自動車や自転車の交通環境を改善していきます。
- 公共交通の整備促進に加え、都内随一の水辺を活用した水上交通ネットワークを構築し、陸上交通等との連携により回遊性を高め、交通ネットワークを向上させていきます。

現状と課題

- まちづくりの基盤となる道路については、単なる交通空間としての整備ではなく、歴史や文化、環境など、その地域の強みや特徴をいかした整備が求められています。そのため、安全性の確保はもとより、景観やバリアフリー、快適性に配慮するとともに、遮熱性・低騒音舗装などの環境にやさしい道路整備を行っていく必要があります。また、老朽化が進む橋りょうについては、歴史的景観や価値を遺しながら長寿命化を図っていくとともに、計画的な予防保全型管理を着実に進めていくことが必要です。
- 良好な都市景観の向上や都市防災機能の強化に向け、無電柱化を推進するとともに、歩道の新設・拡幅を進める必要があります。また、歩道の段差や勾配の改善など、道路のバリアフリー化をより一層推進し、街路樹や休息スペース等を整備することで、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の拡充を図っていくことが重要です。
- 多数の事業者が集積する本区においては、活発な事業活動を支える物流機能の確保が大きな課題となっています。近年のオンライン通販の広がり等に伴い端末物流需要が増加する中、物流機能の確保の重要性はより高まっています。さらに、今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減少した観光客数の回復に伴い、大型バスの路上駐車等による交通渋滞や路上混雑も懸念されることから、その緩和に向けた取組が求められています。加えて、身近な交通手段として自転車の利用が拡大する中、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で快適な通行空間の確保、放置自転車の解消や区内回遊性の向上に資するコミュニティサイクルのさらなる拡充等を進めていく必要があります。
- 本区では今後も臨海部を中心に人口増加が見込まれており、増加する交通需要への対応や公共交通不便地域の解消のため、路線バスの拡充・再編やBRTの本格運行の開始、都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の整備などが求められています。さらに、都内随一の豊かな水辺環境を活用し、水上交通のネットワークの構築や陸上交通等との連携による回遊性の向上を図っていくことも重要です。

現状データ

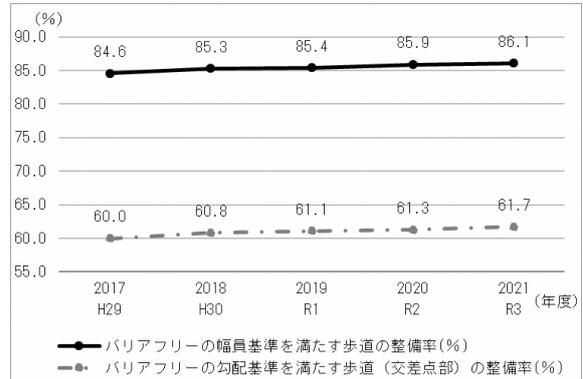
▶環境にやさしい道路の整備率※の推移



※対象路線に対する割合

出典：中央区資料

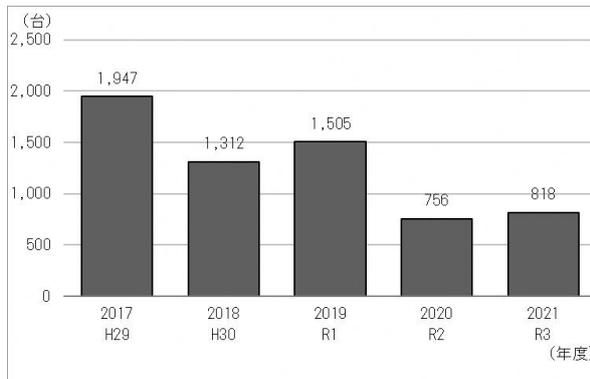
▶歩道のバリアフリー化整備率※の推移



※対象路線に対する割合

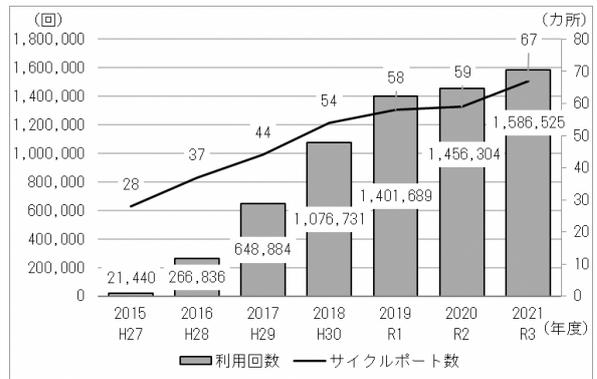
出典：中央区資料

▶区内駅前放置自転車台数の推移



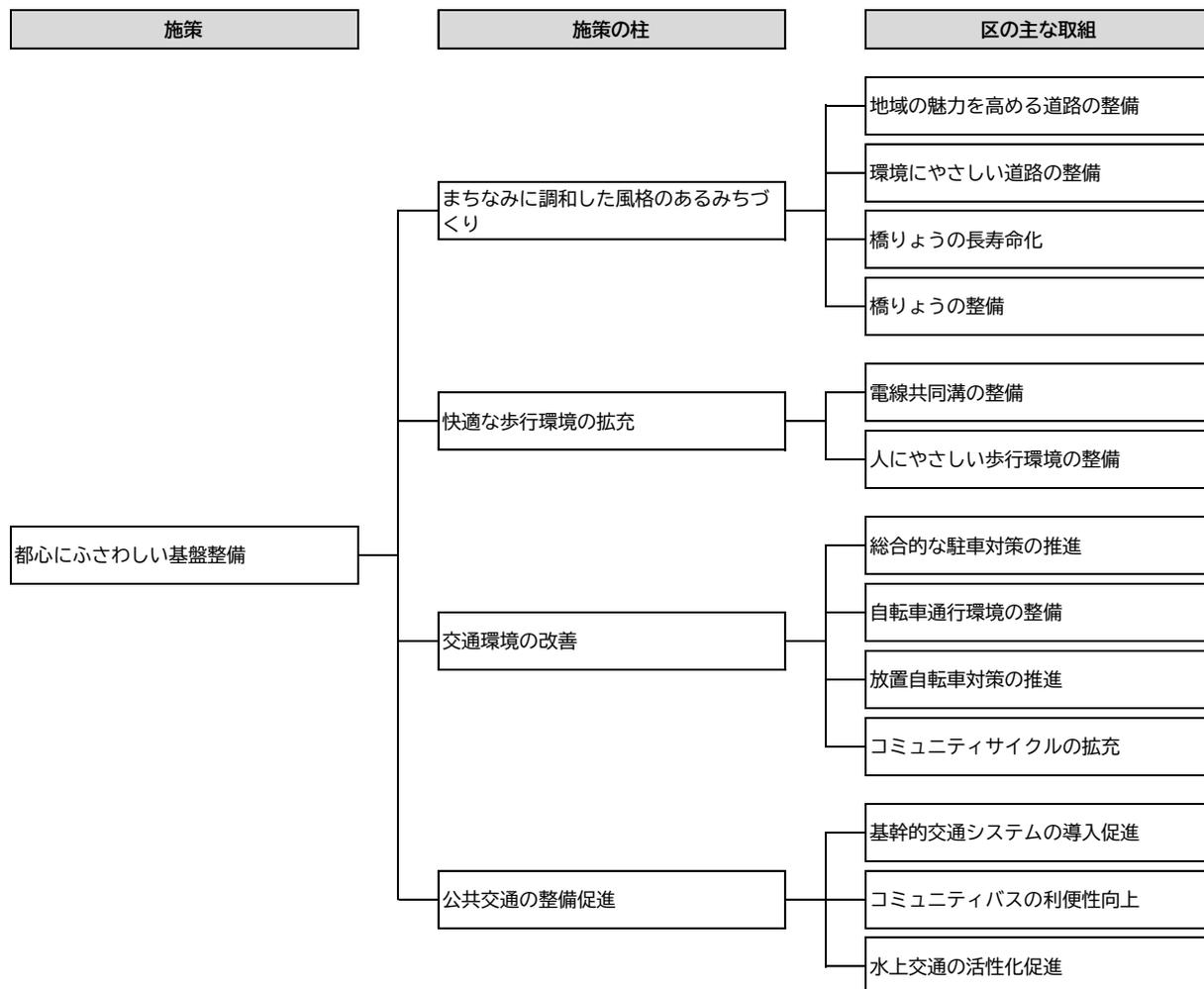
出典：駅前放置自転車等の現況と対策（東京都）

▶コミュニティサイクルの利用回数・
サイクルポート設置箇所数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

まちなみに調和した風格のあるみちづくり

(1) 地域の魅力を高める道路の整備

歴史や文化等の地域の強みや特徴をいかした都心の顔にふさわしい空間とするため、デザイン性の高い歩道や照明、街路樹などの豊かな緑により、街路環境（シンボルロード）の整備を進めます。また、商業のまち中央区にふさわしい活気やにぎわいに満ちた道路空間を創出するため、商業・観光振興に資するカラー舗装等の道路整備を進めます。

(2) 環境にやさしい道路の整備

ヒートアイランド現象の緩和や交通騒音の抑制、さらには集中豪雨等による被害の軽減を図るため、遮熱性舗装や低騒音舗装、車道透水性舗装などの環境にやさしい道路整備を推進します。

(3) 橋りょうの長寿命化

区が管理する道路橋のうち、約7割が建設後50年を経過していることから、安全性の確保と修繕コストの縮減を図るため、歴史的景観や価値の保全に配慮しながら、定期的な点検による予防保全型の修繕を計画的に実施します。

(4) 橋りょうの整備

災害時における緊急輸送道路や区民等の避難路の安全性を確保するため、橋りょうの計画的な架替えを着実に進めます。また、歩道の混雑緩和や歩行空間のネットワーク化を図るため、再開発等の機会を捉えながら橋りょうの新設を進めます。

快適な歩行環境の拡充

(5) 電線共同溝の整備

良好な都市景観の形成や都市防災機能の強化を図るため、電線類を収納する電線共同溝の整備を行い、無電柱化を推進します。

(6) 人にやさしい歩行環境の整備

障害者や高齢者など誰もが安全かつ快適に移動できるよう、歩道の拡幅や段差解消等を行い、道路空間のバリアフリー化を推進します。

交通環境の改善

(7) 総合的な駐車対策の推進

ターミナル駅周辺や商業集積地における大型バス、荷捌き車両の路上駐車による交通渋滞および路上混雑を抑制するとともに、効率的な物流機能を確保するため、再開発事業等の機会を捉え、大型バス乗降所および荷捌き駐車スペースの整備を促進します。また、銀座地区、東京駅前地区等においては、各地区が抱える課題に対応し、それぞれのまちづくりにふさわしい交通環境を確保するため、駐車場地域ルール of 適切な運用を図っていきます。

(8) 自転車通行環境の整備

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる快適な道路空間の創出に向けて、自転車活用を一層推進するとともに、国や都、交通管理者と連携しながら、自転車通行空間の整備を進めます。併せて、自転車利用のルールの周知やマナーの向上を図ります。

(9) 放置自転車対策の推進

駅周辺における歩行者の通行の妨げやまちの景観を損ねる放置自転車をなくすため、広幅員の歩道上の利用や再開発事業等の機会をとらえ、駐輪場の整備を促進します。また、駐輪場の整備が進んだ駅周辺を中心に放置自転車禁止区域の指定を行い、撤去活動の強化を図ります。

(10) コミュニティサイクルの拡充

環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルに関する情報発信を行います。また、利便性の向上を図るため、サイクルポートを拡大するとともに、相互乗入区と連携して広域相互利用を推進します。

(11) 基幹的交通システムの導入促進

都と緊密に連携を図りながら、BRTの本格運行の開始および銀座・東京駅方面への運行の実現に向けて取り組んでいきます。また、都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の早期事業化に向けて、地域と一体となり機運の醸成を図りながら、関係自治体と連携し、国や都に働きかけていきます。

晴海地区で整備が進められているマルチモビリティステーションについては、多様な公共交通の乗り継ぎができ、誰もが利用しやすい交通結節機能を備えた施設となるよう、都や関係機関と連携を図っていきます。

(12) コミュニティバスの機能性向上

公共交通不便エリアの解消と公共施設へのアクセス改善のため、江戸バスとBRT、既存公共交通との乗り継ぎの利便性向上を図るとともに、晴海地区のまちづくりによる交通需要の増加に対応できるようルートの見直しを行います。また、技術開発の動向を見極めながら、環境に配慮した車両の導入を検討していきます。

(13) 水上交通の活性化促進

隅田川や日本橋川、朝潮運河など、都内随一の水辺空間を有する本区において、船が観光資源としてだけでなく、区民の身近な交通手段としても利用されることを目指し、都や舟運事業者と連携しながら、新たな舟運を整備するとともに、陸上交通とのアクセスの向上を図ります。また、水辺空間の有効活用と活性化を推進するため、再開発事業等の機会を捉え、官民連携による水辺のにぎわい拠点施設の整備を促進します。

施策 6-2 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

【地域整備分野】

施策の目標

SDGsのゴールとの関係



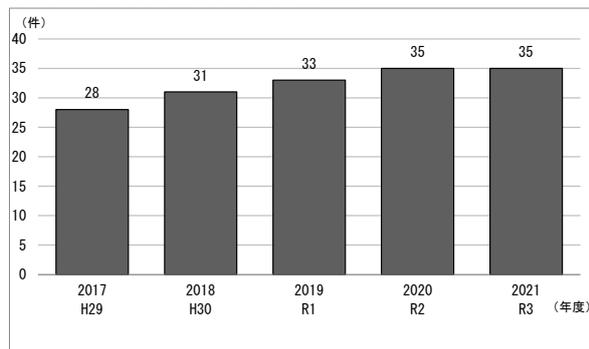
- 地域特性を踏まえた業務拠点・観光拠点やその拠点を支援する複合市街地、水辺などの自然環境をいかした良質な都心生活地を形成していきます。
- 有形・無形の歴史的遺産を活用した国際都市東京の中心にふさわしい魅力的な都市機能と景観が融合した、風格あるまちを形成していきます。

現状と課題

- 本区では、平成5（1993）年7月、地区の特性にふさわしい良好な市街地環境を形成していくため、個別建物の建替えなどに対するルールとして地区計画を導入しました。同計画の導入から20年以上が経過する中で、導入当初の目的の一つである定住人口の回復が達成されたことから、令和元（2019）年7月に、定住型住宅に対する容積率を緩和する「用途別容積型地区計画」を廃止しました。今後は、安全性と快適性の増進や統一的な街並みに資する建替えに対し容積率等を緩和する「街並み誘導型地区計画」に加えて、適切な土地の高度利用を図るために新しく定めた「高度利用型地区計画」を運用し、より良い都心居住に向けた生活環境の充実や国内外の旅行者等来街者に対応した、快適性とにぎわいを創出するまちづくりを進める必要があります。
- 昭和60（1985）年6月に「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、一定敷地面積以上の開発事業を対象に防災対策や環境対策の充実などを開発事業者に求め、良好な住環境に寄与するまちづくりを推進してきました。今後も社会状況の変化等に応じた適切なまちづくりへの協力を求めていく必要があります。
- 本区は、長い歴史と伝統に加え、時代の先進技術を取り入れ日本の文化・商業・情報の中心地として常ににぎわいととも発展してきました。今後も日本をけん引する都市として活気やにぎわいを継承・発展させていくために、東京駅前や日本橋川沿い、銀座、築地、晴海等において地域特性をいかし、新しい文化と都市機能を取り入れながら魅力的な景観を形成した風格あるまちづくりを進めていくことが求められています。

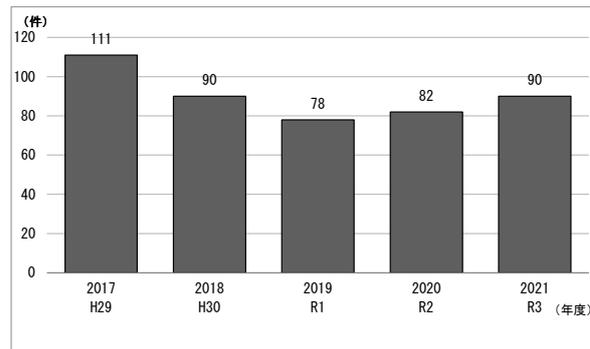
現状データ

▶再開発事業等竣工件数累計数の推移



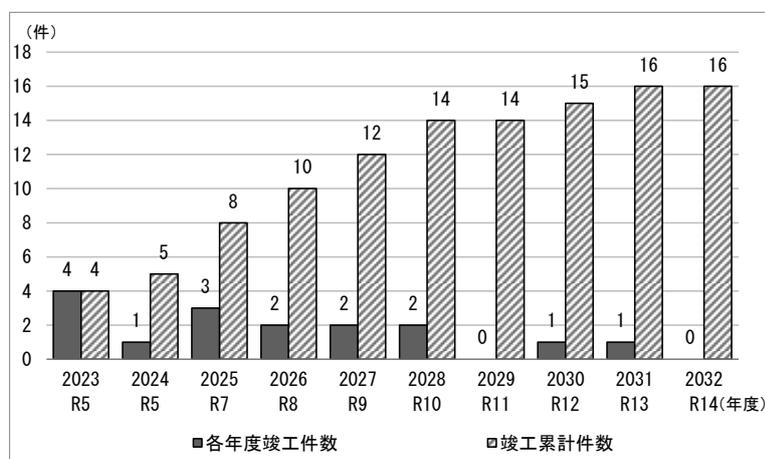
出典：中央区資料

▶市街地開発事業指導要綱による事前申出書届出件数の推移



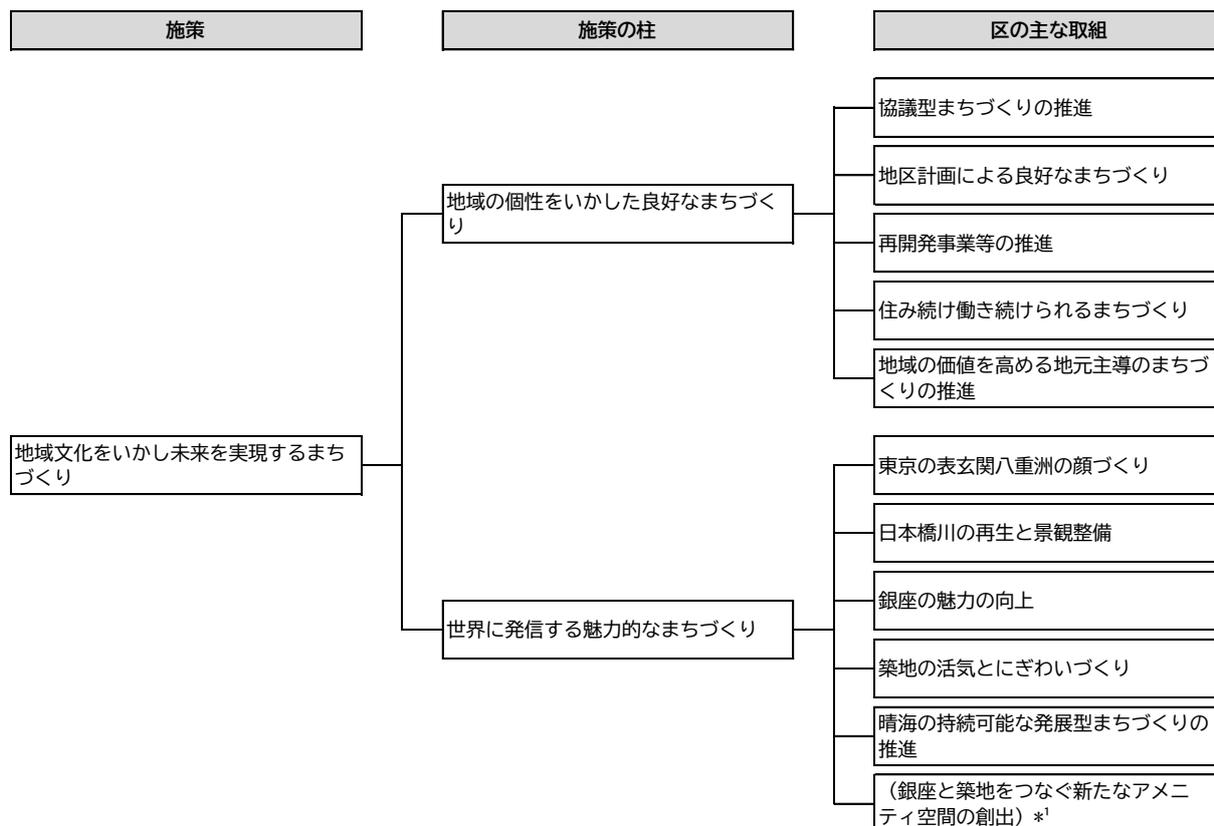
出典：中央区資料

▶再開発事業等の竣工予定累計数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



※1 施策No.5-1(4) 銀座と築地をつなぐ新たなアメニティ空間の創出 に記載

施策の柱と区の主な取組

地域の個性をいかした良好なまちづくり

(1) 協議型まちづくりの推進

中央区まちづくり基本条例（平成22（2010）年条例第16号）や中央区市街地開発事業指導要綱に基づき、近隣住民等に対し協議や説明を行う協議型のまちづくりを推進していきます。また、人口動向や脱炭素をはじめとする環境動向などの社会情勢の変化を踏まえ、関連条例や要綱の見直しを図りながら、活力ある地域社会の健全な発展および生活環境の向上ならびに快適な都心居住のまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 地区計画による良好なまちづくり

良好な地区環境の形成のための地区施設（歩行者用通路・広場等）、建築物の整備、土地利用等を一体的かつ総合的に規制・誘導することで良好なまちづくりを推進します。また、生活関連施設、商業施設等のより良い都心居住に寄与する施設や、国際化や国内外の旅行者等の来街者に対応する良質で地域のにぎわいに寄与する宿泊施設等を誘導していきます。

(3) 再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の制度を活用しながら、個別建替えでは困難な地域貢献施設やコミュニティ空間の整備、水辺環境の活性化、歴史的建物の保存を通じた地域文化の承継等により、経済活性化にも資する新たなにぎわいの創出を図るとともに、ゼロカーボンを推進するため、建物のZEB化・ZEH化を促進していきます。また、各地区のまちづくりガイドラインやまちづくりビジョンに掲げる将来像の実現に向け、地域住民と意見交換を重ねながら地域課題の改善を図るなど、良好なまちづくりの推進に取り組んでいきます。

(4) 住み続け働き続けられるまちづくり

再開発事業や個別の建替え事業において工事期間中の仮住宅・仮店舗を提供していきます。また、再開発事業では、事業完了後も引き続き居住・営業継続が図れるよう支援を進めていきます。

(5) 地域の価値を高める地元主導のまちづくりの推進

地域に存在する公開空地等のコミュニティ空間を活用したにぎわいづくりや都市再生推進法人制度の活用を通じた自主的な取組の推進など、地元の住民や企業などの参画により地域の個性をいかして価値を高めていくまちづくりを推進します。また、再開発事業等では、事業完了後にも地域全体を継続的かつ発展的に高める取組が進められていくよう、働きかけていきます。

世界に発信する魅力的なまちづくり

(6) 東京の表玄関八重洲の顔づくり

東京駅前にふさわしい風格ある都市景観の形成、バスターミナルの整備、歩行空間の快適性向上や地下街を含めた交通ネットワークの充実・強化に加え、国際観光都市として魅力的な商業・文化・観光機能等を集積することにより、日本橋・銀座地区とのにぎわいの連続性を確保し、安全で快適な回遊性の高い国際都市東京の玄関口を形成していきます。

東京駅前地区の歩行者ネットワークの強化に向けては、にぎわい創出につながる道路の利活用や、社会実験を含めた整備手順等を検討する地元組織への支援を進めていきます。

(7) 日本橋川の再生と景観整備

地元のまちづくり組織とともに日本橋上空の首都高速道路の地下化や日本橋川の再生に向け、国や都等の関係機関と緊密な連携を図っていきます。また、日本橋川沿いの再開発事業などに対し支援等を行い、日本橋を中心に伝統や文化が息づき、水辺空間を存分にいかした魅力あるまちづくりを推進していきます。

(8) 銀座の魅力の向上

地元組織である銀座デザイン協議会等と連携して、観光客の受入環境の充実に向けて取り組むとともに、周辺地域との歩行者ネットワークや緑の連続性にも配慮しながら、良好な街並みの維持・継承、活気とにぎわいのある魅力あふれるまちづくりを推進します。

(9) 築地の活気とにぎわいづくり

築地魚河岸や築地場外市場を中心に、住み・働く方々と連携し、活気とにぎわいを継承・発展させていきます。また、築地市場の跡地については、築地場外市場などの地域資源との連携・調和が図られ、周辺とのつながりに配慮したまちづくりが迅速に進められるよう、都や開発事業者と調整を行っていきます。

(10) 晴海の持続可能な発展型まちづくりの推進

東京 2020 大会のレガシーをいかし、新たなライフスタイルや快適な都心居住空間の創出等に取り組みながら、平成 26（2014）年 12 月に策定した晴海地区将来ビジョンで掲げる将来像「世界をリードする先端技術をいかし、知的創造を育む居住・滞在・憩い空間」の実現を目指していきます。また、東京 2020 大会選手村の再整備により人口増加が見込まれることから、新旧コミュニティの協働による持続可能な発展型まちづくりの実現に向け、先進的な晴海版プロアクティブ・コミュニティの検討に取り組んでいきます。